

# 国保 からのお知らせ

## こんなときは14日以内に届出を！



春は、就職や引っ越しのシーズンです。  
三種町に住所がある方で、次のようなときは、国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に届出をお願いします。  
なお、マイナンバー制度の開始により、国保の手続きの際に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

### ●国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
①他の市町村から転入したとき (職場の健康保険に加入していないとき)	▶転入先にすでに国保加入者がいて、世帯主が変わる場合は加入者全員の保険証
②他の健康保険を喪失したとき	▶健康保険資格喪失証明書(離職した職場で発行) ※倒産やリストラ、雇い止めなど非自発的な失業の場合は「雇用保険受給資格者証」もお持ちください。
③他の健康保険の扶養からはずれたとき	▶健康保険資格喪失証明書(扶養していた方の職場で発行)
④生活保護を受けなくなったとき	▶保護廃止決定通知書
⑤子どもが生まれたとき	▶母子手帳および保険証 ※出産育児一時金の対象となる方には、出産後に町から手続きをご案内します。

### ●国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
①他の市町村に転出するとき	▶保険証
②他の健康保険に加入したとき	▶国保の保険証(被扶養者の分も含め全員分) ▶新しく加入した保険証(被扶養者の分も含め全員分)
③生活保護を受けることになったとき	▶保険証 ▶保護開始決定通知書
④亡くなった方がいるとき	▶亡くなった方の保険証 ▶葬祭を行った方(行う予定の方)の預金通帳

### ●その他

こんなとき	届出に必要なもの
①住所・世帯主・氏名が変わったとき	▶保険証(加入者全員の分)
②保険証を紛失、汚損、破損したとき	▶汚損、破損した保険証 ▶身分を証明するもの(運転免許証など)
③就学のため、他の市町村に居住するとき	▶保険証 ▶在学証明書(申請年度に発行されたもの)または学生証の写し

◎上記の届出の際、高齢受給者証や限度額適用認定証、福祉医療費受給者証などをお持ちの方は、保険証と一緒にお持ちください。

### ◆届出・お問い合わせ先

健康推進課 国保年金係 ☎85-2137  
琴丘総合支所 地域生活係 ☎87-3516  
山本総合支所 地域生活係 ☎83-2115

## ジェイエイ葬祭「みどりの会」

入会随時  
受付中

入会金は一家族(一団体)10,000円(税込)のみ

特典  
①

ホール葬  
コース料金 **20%割引**

特典  
②

自宅葬儀  
祭壇 **20%割引**

※他、特典多数ございます



滞在型家族葬ハウス年内オープン

広告

年中  
無休 24時間  
受付

株式  
会社

ジェイエイ山本葬祭センター

虹のホール

クオーレみたね

総合  
案内

☎54-3004